

福岡市 幼稚園 書面指導

# 自主点検表

(令和5年度)

福岡市こども未来局

# 目 次

ページ

1 特定教育・保育施設に関する事項……………	2
2 施設型給付費（教育標準時間認定1号）に関する事項……………	9

◆「根拠法令等」欄に記載する根拠法令・通知名等については、下記のとおり略称して表記する。

略称	根拠法令等	法令公布日（施行日）又は通知発出日（適用日）	最終改正日
法	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）	平成24年8月22日	令和元年5月31日
府令	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（内閣府令第39号）	平成26年4月30日	令和元年5月31日
設置基準	幼稚園設置基準（文部省令第32号）	昭和31年12月13日	平成26年7月31日
留意事項通知	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について（府子本第571号、28文科初第727号、雇児発0823第1号通知）	平成28年8月23日（平成28年4月1日）	令和4年11月7日
別紙1	留意事項通知 別紙1		
基準条例	福岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める条例	平成26年9月18日（平成27年4月1日）	—
390号通知	子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について（府子本第390号、27文科初第1135号、雇児発1207第2号通知）	平成27年12月7日	平成30年3月7日
391号通知	子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について（府子本第391号、27初幼教第28号、雇児保発1207第1号通知）	平成27年12月7日	平成30年3月7日
検査通知	子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者に係る業務管理体制の検査について（府子本第55号通知）	平成28年2月15日	—

1 特定教育・保育施設に関する事項

項目（主眼事項）	基本的考え方（着眼点）	根拠法令等	指導監査事項（不適切事項）	自主点検
<p>第1 運営に関する基準</p> <p>1. 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>2. 応諾義務（正当の理由のない提供拒否の禁止）</p> <p>3. 定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考</p> <p>4. 子どもの心身の状況の把握</p> <p>5. 小学校等との連携</p>	<p>(1) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>特定教育・保育施設（法附則第6条第1項に規定する特定保育所（以下「私立保育所」という。）を除く。2から3までにおいて同じ。）は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなくこれを拒んでいないか。</p> <p>(1) 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。）は、利用の申込みに係る1号認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している1号認定子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の1号認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（以下「選考方法」という。）により選考しているか。</p> <p>(2) 上記について、選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行っているか。</p> <p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他の小学校、特定教育・保育施設等、地域の子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めているか。</p>	<p>・府令第5条第1項 ・基準条例第5条第1項</p> <p>・法33条第1項 ・府令第6条第1項、 附則第2条第1項 ・基準条例第6条第1項</p> <p>・法33条第2項 ・府令第6条第2項 ・基準条例第6条第2項</p> <p>・法33条第2項 ・府令第6条第4項 ・基準条例第6条第4項</p> <p>・府令第10条 ・基準条例第10条</p> <p>・府令第11条</p>	<p>① 重要事項説明書を交付して説明を行っていない。</p> <p>② 重要事項説明書の内容について、利用申込者からの同意を得ていない。</p> <p>③ 重要事項説明書の規定内容と現状に差異がある。</p> <p>① 正当な理由がなく申込みを拒んでいる。</p> <p>① 1号認定子どもに係る選考方法が公正ではない。</p> <p>② 上記①の選考方法について、あらかじめ保護者に対し明示していない。</p> <p>① 子どもの心身の状況、環境及び施設の利用状況等について、把握していない。</p> <p>① 小学校、その他機関との密接な連携に努めていない。</p>	<p>適・不適</p> <p>適・不適</p> <p>適・不適</p> <p>適・不適</p> <p>適・不適</p> <p>適・不適</p> <p>適・不適</p>

項目（主眼事項）	基本的考え方（着眼点）	根拠法令等	指導監査事項（不適切事項）	自主点検
6. 教育・保育の提供の記録	<p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。</p>	<p>・府令第 12 条 ・基準条例第 12 条</p>	<p>① 教育・保育の提供について、必要な記録を残していない。</p>	<p>適・不適</p>
7. 利用者負担の徴収（実費徴収、上乗せ徴収を含む）	<p>(1) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る法に規定する利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る府令第 13 条第 2 項に規定する特定教育・保育費用基準額（以下「特定教育・保育費用基準額」という。）の支払を受けているか。</p> <p>(3) 特定教育・保育施設は、(1) 及び (2) の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価の支払を支給認定保護者から受ける場合、当該対価の額を当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定しているか。</p> <p>(4) 特定教育・保育施設は、(1) から (3) までの支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用の支払を支給認定保護者から受ける場合、当該便宜に要する費用を次の①から⑤までに掲げる費用のみとしているか。</p> <p>① 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>② 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>③ 食事の提供に要する費用（3号認定子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、2号認定子どもについては特別利用教育を提供する場合を除き、主食の提供に係る費用に限る。）</p> <p>④ 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>⑤ ①から④までに掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>＊ 施設で負担すべきものの例（児童の健康に係るもの（健康診断、ぎょう虫検査、検尿等）・冷暖房費等）</p> <p>(5) 特定教育・保育施設は、(1) から (4) の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しているか。</p> <p>(6) 特定教育・保育施設は、(3) 及び (4) の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、(4) の金銭の支払に係る同意を除き文書による同意を得ているか。</p>	<p>・法第 27 条第 3 項、第 28 条第 2 項 ・府令 第 13 条第 1 項 ・基準条例第 13 条第 1 項 ・府令第 13 条第 2 項 ・基準条例第 13 条第 2 項</p> <p>・府令第 13 条第 3 項 ・基準条例第 13 条第 3 項</p> <p>・府令第 13 条第 4 項、第 36 条第 3 項 ・基準条例第 13 条第 4 項</p> <p>・府令第 13 条第 5 項 ・基準条例第 13 条第 5 項</p> <p>・府令第 13 条第 6 項 ・基準条例第 13 条第 6 項</p>	<p>① 徴収している利用者負担額（実費徴収、上乗せ徴収を除く。）が、市が決定した額ではない。</p> <p>② 法定代理受領を受けないときに保護者から徴収する利用者負担額が、法令等に規定する適切な額ではない。</p> <p>③ 上乗せ徴収額が、教育・保育に要する費用と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する適切な金額の範囲内ではない。</p> <p>④ 施設で負担すべきものを実費徴収している。</p> <p>⑤ 実費相当以上を保護者に負担させている。</p>	<p>適・不適</p> <p>適・不適</p> <p>適・不適</p> <p>適・不適</p> <p>適・不適</p> <p>適・不適</p>

項目（主眼事項）	基本的考え方（着眼点）	根拠法令等	指導監査事項（不適切事項）	自主点検
8. 幼稚園教育要領、 保育所保育指針等に 則った教育・保育の 提供	<p>(1) 特定教育・保育施設は、次のアからエに掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該アからエに定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行っているか。</p> <p>ア. 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 イ. 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 ウ及びエに掲げる事項 ウ. 幼稚園 幼稚園教育要領 エ. 保育所 保育所保育指針</p>	<p>・府令第15条第2項 ・基準条例第15条第2項</p>	<p>① 特定教育・保育の提供は、幼稚園教育要領に基づいて、行っていない。</p>	<p>適・不適</p>
9. 評価（自己評価、 学校関係者評価、第 三者評価）	<p>(1) 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めているか。</p>	<p>・府令第16条第1項 ・基準条例第16条第1項</p> <p>・府令第16条第2項 ・基準条例第16条第2項</p>	<p>① 自己評価等により、改善を図っていない。</p>	<p>適・不適</p>
10. 相談及び援助	<p>特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p>	<p>・府令第17条 ・基準条例第17条</p>	<p>① 子ども又はその保護者から相談があっても、対応していない事例がある。</p>	<p>適・不適</p>
11. 事故防止及び事故 発生時の対応（職員）	<p>特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>・府令第18条 ・基準条例第18条</p>	<p>① 子どもの体調が急変したときに、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行っていない事例がある。</p>	<p>適・不適</p>
12. 利用者に関する市 町村への通知	<p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p>	<p>・府令第19条 ・基準条例第19条</p>	<p>① 保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときに、市町村へ通知していない。</p>	<p>適・不適</p>

項目（主眼事項）	基本的考え方（着眼点）	根拠法令等	指導監査事項（不適切事項）	自主点検
13. 施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、掲示	<p>特定教育・保育施設は、次の①から⑩に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。</p> <p>① 施設の目的及び運営の方針  ② 提供する特定教育・保育の内容  ③ 職員の職種、員数及び職務の内容  ④ 特定教育・保育の提供を行う日（1号認定子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。以下この④において同じ。）及び時間、提供を行わない日  ⑤ 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額  ⑥ 府令第4条第2項一から三までに定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員  ⑦ 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（3に規定する選考方法を含む。）  ⑧ 緊急時等における対応方法  ⑨ 非常災害対策  ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項  ⑪ その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項</p>	<p>・府令第20条  ・基準条例第20条</p>	<p>① 運営規程（園則）が整備されていない。  ② 運営規程（園則）の規定内容と現状に差異がある。</p>	<p>適・不適    適・不適</p>
14. 勤務体制の確保等	<p>(1) 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めているか。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務を除き、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しているか。</p> <p>(3) 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p>	<p>・府令第21条第1項  ・基準条例第21条第1項    ・府令第21条第2項  ・基準条例第21条第2項    ・府令第21条第3項  ・基準条例第21条第3項</p>	<p>① 適切な教育・保育を行うため、職員の勤務体制を定めていない。  ② 施設以外の職員により、教育・保育の提供を行っている。（教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務を除く。）  ③ 職員の研修の機会を確保していない。</p>	<p>適・不適    適・不適    適・不適</p>
15. 掲示	<p>特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p>	<p>・府令第23条  ・基準条例第23条</p>	<p>① 施設の見やすい場所に、重要事項を掲示していない。</p>	<p>適・不適</p>
16. 差別の禁止	<p>特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていないか。</p>	<p>・府令第24条  ・基準条例第24条</p>	<p>① 子どもの国籍、信条、社会的身分等により、不適切な取扱いを行った事例がある。</p>	<p>適・不適</p>

項目（主眼事項）	基本的考え方（着眼点）	根拠法令等	指導監査事項（不適切事項）	自主点検
17. 虐待等の禁止	<p>特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</p> <p>*児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為</p> <p>① 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</p> <p>② 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。</p> <p>③ 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。</p> <p>④ 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p>	<p>・府令第25条 ・基準条例第25条</p> <p>・児童福祉法第33条の10</p>	<p>① 子どもの心身に有害な影響を与える行為を行った事例がある。</p>	<p>適・不適</p>
18. 秘密保持、個人情報保護	<p>(1) 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ているか。</p>	<p>・府令第27条第1項 ・基準条例第27条第1項</p> <p>・府令第27条第2項 ・基準条例第27条第2項</p> <p>・府令第27条第3項 ・基準条例第27条第3項</p>	<p>① 正当な理由がなく、業務上知り得た個人情報を漏らした事例がある。</p> <p>② 個人情報の保護について適正な措置を講じていない。</p> <p>③ 小学校その他関係機関へ子どもに関する情報を提供するときに、あらかじめ文書により、保護者の同意を得ていない。</p>	<p>適・不適</p> <p>適・不適</p> <p>適・不適</p>
19. 情報の提供等	<p>(1) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容が虚偽のもの又は誇大なものとなっていないか。</p>	<p>・府令第28条第1項 ・基準条例第28条第1項</p> <p>・府令第28条第2項 ・基準条例第28条第2項</p>	<p>① 利用しようとする保護者に対し、施設が提供する教育・保育の内容に関する情報の提供を行っていない。</p> <p>② 施設に係る広告の内容が、虚偽又は誇大である。</p>	<p>適・不適</p> <p>適・不適</p>

項目（主眼事項）	基本的考え方（着眼点）	根拠法令等	指導監査事項（不適切事項）	自主点検
20. 利益供与等の禁止	<p>(1) 特定教育・保育施設は、利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（(2)において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>・府令第 29 条第 1 項 ・基準条例第 29 条第 1 項</p> <p>・府令第 29 条第 2 項 ・基準条例第 29 条第 2 項</p>	<p>① 施設を紹介する代償として、関係機関又はその職員との間で、金品等の収受を行った事例がある。</p>	適・不適
21. 苦情解決	<p>(1) 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。</p> <p>(4) 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第 14 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>*子ども子育て支援法第 14 条第 1 項 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を行う者若しくはこれを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該教育・保育を行う施設若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>(5) 特定教育・保育施設は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。</p> <p>特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p>	<p>・府令第 30 条第 1 項 ・基準条例第 30 条第 1 項</p> <p>・府令第 30 条第 2 項 ・基準条例第 30 条第 2 項</p> <p>・府令第 30 条第 3 項 ・基準条例第 30 条第 3 項</p> <p>・府令第 30 条第 4 項 ・基準条例第 30 条第 4 項</p> <p>・法第 14 条第 1 項</p> <p>・府令第 30 条第 5 項 ・基準条例第 30 条第 5 項</p> <p>・府令第 31 条第 1 項 ・基準条例第 31 条</p>	<p>① 苦情の受付窓口を設置する等、苦情解決体制を整備していない。</p> <p>② 苦情解決の仕組みについて、利用者に周知していない。</p> <p>③ 苦情解決の受付簿等の関係書類が整備されていない。</p> <p>④ 苦情の内容等を、適切に記録していない。</p> <p>⑤ 法第 14 条第 1 項に基づき市が行った指導又は助言に対して、必要な改善を行っていない。</p> <p>⑥ 上記⑤に係る改善内容を市へ報告していない。</p> <p>① 地域との交流に努めていない。</p>	<p>適・不適</p> <p>適・不適</p> <p>適・不適</p> <p>適・不適</p> <p>適・不適</p> <p>適・不適</p> <p>適・不適</p>
22. 地域との連携				



項目（主眼事項）	基本的考え方（着眼点）	根拠法令等	指導監査事項（不適切事項）	自主点検
23. 事故発生時の対応・事故の再発防止	<p>(1) 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次のアからウに定める措置を講じているか。</p> <p>ア. 事故が発生した場合の対応、イに規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備しているか。</p> <p>イ. 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備しているか。</p> <p>ウ. 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行っているか。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 特定教育・保育施設は、(2)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</p> <p>(4) 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>・府令第 32 条第 1 項 ・基準条例第 32 条第 1 項</p> <p>・府令第 32 条第 2 項 ・基準条例第 32 条第 2 項</p> <p>・府令第 32 条第 3 項 ・基準条例第 32 条第 3 項</p> <p>・府令第 32 条第 4 項 ・基準条例第 32 条第 4 項</p>	<p>① 事故の発生又はその再発を防止するため、必要な措置を講じていない。</p> <p>② 事故が発生した場合に、速やかに市町村及び保護者等に連絡を行っていない事例がある。</p> <p>③ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していない。</p> <p>④ 賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行っていない。</p>	<p>適・不適</p> <p>適・不適</p> <p>適・不適</p> <p>適・不適</p>
24. 提供する教育・保育の質の向上	<p>特定教育・保育施設の設置者は、その提供する教育・保育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、教育・保育の質の向上に努めているか。</p>	<p>・法第 33 条第 5 号</p>	<p>① 教育・保育の質の向上に努めていない。</p>	<p>適・不適</p>
25. 会計の区分	<p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>・府令第 33 条 ・基準条例第 33 条</p>	<p>① 特定教育・保育施設の会計を、その他の事業の会計と区分していない。</p>	<p>適・不適</p>
26. 記録の整備	<p>(1) 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次のアからオに掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しているか。</p> <p>ア. 8 (1) アからエに定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画</p> <p>イ. 6 に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録</p> <p>ウ. 12 に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>エ. 21 (2) に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>オ. 23 (3) に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>・府令第 34 条第 1 項 ・基準条例第 34 条第 1 項</p> <p>・府令第 34 条第 2 項 ・基準条例第 34 条第 2 項</p>	<p>① 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備していない。</p> <p>② 左記に掲げる特定教育・保育の提供に関する諸記録を、完結の日から 5 年間保存していない。</p>	<p>適・不適</p> <p>適・不適</p>

2 施設型給付費（教育標準時間認定1号）に関する事項

項目（主眼事項）	基本的考え方（着眼点）	根拠法令等	指導監査事項（不適切事項）	自主点検
<p><b>I 基本部分</b> 1. 基本分単価</p>	<p>(1) 基本分単価に含まれる職員構成は次の(ア)から(ウ)までのとおりであり、これらが充足されているか。</p> <p>(ア) 園長 (イ) 教員（教諭） 基本分単価における必要教員数（園長及び幼稚園設置基準第5条第3項に規定する教員を除く。）は以下の【i】と【ii】を合計した数としているか。 【i】年齢別配置基準 4歳以上児30人につき1人、3歳児及び満3歳児20人につき1人</p> <p>(注) ここでいう「4歳以上児」及び「3歳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。 また、「満3歳児」とは、年度の初日の前日における満年齢が2歳で、年度途中に満3歳に達し入園した者をいうこと。</p> <p>また、以下の算式により必要教員数は計算されているか。</p> <p>&lt;算式&gt; {4歳以上児数×1/30（小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て））} + {3歳児及び満3歳児数×1/20（同）} =配置基準上教員数（小数点以下四捨五入）</p> <p>【ii】学級編成調整加算 利用定員が36人以上300人以下の施設に1人</p> <p>(ウ) その他 【i】事務職員及び非常勤事務職員 (注) 園長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。</p> <p>【ii】学校医、学校歯科医及び学校薬剤師 (注) 嘱託医等で可。</p>	<p>・別紙1 II 1. (1) (2)</p>	<p>① 基本分単価に含まれる職員構成を充足していない。</p>	<p>適・不適</p>

項目（主眼事項）	基本的考え方（着眼点）	根拠法令等	指導監査事項（不適切事項）	自主点検
<b>II 基本加算部分</b> 1. 副園長・教頭配置加算  2. 3歳児配置改善加算  3. 満3歳児対応加算加算  4. 講師配置加算	<p>(1) この加算の認定がされている場合、園長以外の教員として、次の要件を満たす副園長又は教頭を配置しており、配置人数にかかわらず同額とされているか。</p> <p>【i】学校教育法第27条に規定する副園長又は教頭の職務をつかさどっていること。学級担任など教育・保育への従事状況は問わない。</p> <p>【ii】学校教育法施行規則第23条において準用する第20条から第22条までに該当するものとして発令を受けていること。幼稚園教諭免許状を有さない場合も含む。</p> <p>【iii】当該施設に常時勤務する者であること。</p> <p>【iv】園長が専任でない施設において、幼稚園設置基準第5条第3項に規定する教員に該当しないこと。</p> <p>(1) この加算の認定がされている場合、年齢別配置基準のうち、3歳児及び満3歳児に係る教員配置基準を3歳児及び満3歳児15人につき1人により実施しているか。</p> <p>(1) この加算の認定がされている場合について、</p> <p>(ア) 3歳児配置改善加算の適用がない場合            年齢別配置基準のうち、満3歳児に係る教員配置基準を満3歳児6人につき1人（満3歳児を除いた3歳児は20人に1人）により実施しているか。</p> <p>&lt;算式&gt;  <math display="block">\{4歳以上児数 \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + \{3歳児数 \text{ (満3歳児を除く)} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{満3歳児 \times 1/6 \text{ (同)}\} = \text{配置基準上教員数 (小数点以下四捨五入)}</math> </p> <p>(イ) 3歳児配置改善加算の適用がある場合            年齢別配置基準のうち、満3歳児に係る教員配置基準を満3歳児6人につき1人（満3歳児を除いた3歳児は15人につき1人）により実施しているか。</p> <p>&lt;算式&gt;  <math display="block">\{4歳以上児数 \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + \{3歳児数 \text{ (満3歳児を除く)} \times 1/15 \text{ (同)}\} + \{満3歳児 \times 1/6 \text{ (同)}\} = \text{配置基準上教員数 (小数点以下四捨五入)}</math> </p> <p>(1) この加算の認定がされている場合、利用定員が35人以下または121人以上でありかつ、「必要教員数」を超えて、非常勤講師（幼稚園教諭免許状を有し、教諭等の発令を受けている者）を配置しているか。</p>	<p>・別紙1 III 2. (1)</p> <p>・別紙1 III 3. (1)</p> <p>・別紙1 III 4. (1)</p> <p>・別紙1 III 5 (1)</p>	<p>① 当該加算が認定されている場合に、加算の要件を満たしていない。</p> <p>① 当該加算が認定されている場合に、加算の要件を満たしていない。</p> <p>① 当該加算が認定されている場合に、加算の要件を満たしていない。</p> <p>① 当該加算が認定されている場合に、加算の要件を満たしていない。</p>	<p>適・不適</p> <p>適・不適</p> <p>適・不適</p> <p>適・不適</p>

項目（主眼事項）	基本的考え方（着眼点）	根拠法令等	指導監査事項（不適切事項）	自主点検
5. チーム保育加配加算	<p>(1) この加算の認定がされている場合、基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要教員数」を超えて、教員（幼稚園教諭の免許状を有するが教諭等の発令を受けていない教育補助者を含む。）を配置する施設において、副担任等の学級担任以外の教員を配置する、少人数の学級編制を行うなど、低年齢児を中心として小集団化したグループ教育を実施しているか。 この加算の算定上の「加配人数」は、利用定員の区分ごとの上限人数（注1）の範囲内で、「必要教員数」を超えて配置する教員数（注2）としているか。</p> <p>(注1) 利用定員の区分ごとの上限人数 45人以下：1人、46人以上150人以下：2人、151人以上240人以下：3人、241人以上270人以下：3.5人、271人以上300人以下：4人、301人以上450人以下：5人、451人以上：6人</p> <p>(注2) 「必要教員数」を超えて配置する教員数に応じ、以下のとおり取り扱うこととする。 ① 常勤換算人数（小数点第2位以下切り捨て、小数点第1位を四捨五入前）による配置教員数から必要教員数を減じて得た員数が3人未満の場合は、小数点第1位を四捨五入した員数とする。 （例）2.3人の場合、2人 ② 常勤換算人数（小数点第2位以下切り捨て、小数点第1位四捨五入前）による配置教員数から必要教員数を減じて得た員数が3人以上の場合は、小数点第1位が1又は2のときは小数点第1位を切り捨て、小数点第1位が3又は4のときは小数点第1位を0.5とし、小数点第1位が5以上のときは小数点第1位を切り上げて得た員数とする。 （例）3.2人の場合→3人、3.4人の場合→3.5人、3.6人の場合→4人</p>	・別紙1 Ⅲ6.（1）	① 当該加算が認定されている場合に、加算の要件を満たしていない。	適・不適
6. 通園送迎加算	<p>(1) この加算の認定がされている場合、利用子どもの通園の便宜のため送迎を行っているか。</p> <p>(注) 送迎の実施方法（運転手を雇用して実施又は業者委託して実施等）は問わない</p>	・別紙1 Ⅲ7.（1）	① 当該加算が認定されている場合に、加算の要件を満たしていない。	適・不適
7. 給食実施加算	<p>(1) この加算の認定がされている場合、給食を実施しているか。 この加算の算定上の「週当たり実施日数」は、休業期間中の平均的な月当たり実施日数を4（週）で除して算出（小数点第1位を四捨五入）することとし、子ども全員に給食を提供できる体制をとっている日を実施日とみなすものとしているか（保護者が弁当持参を希望するなどにより給食を利用しない子どもがいる場合も実施日に含む）。長期休業期間の単価にも加算されているか。</p>	・別紙1 Ⅲ8.（1）	① 当該加算が認定されている場合に、加算の要件を満たしていない。	適・不適

項目（主眼事項）	基本的考え方（着眼点）	根拠法令等	指導監査事項（不適切事項）	自主点検
8. 外部監査費加算	(1) この加算の認定がされている場合、幼稚園を設置する学校法人等が、当年度の幼稚園の運営に係る会計について、公認会計士又は監査法人による監査（以下「外部監査」という。）を受けているか。 外部監査の内容等については、幼稚園に係る私立学校振興助成法第14条第3項に規定する公認会計士又は監査法人の監査及びこれに準ずる公認会計士又は監査法人の監査と同等のものとされているか。	・別紙1 III 9. (1)	① 当該加算が認定されている場合に、加算の要件を満たしていない。	適・不適
9. 副食費徴収免除加算	(1) この加算が認定されている場合、利用こどもの全てに副食の全てを提供する日があり、かつ、利用子どもである副食費徴収免除対象子どもに副食の全てを提供する日があるか。	・別紙1 III 10. (1)	① 当該加算が認定されている場合に、加算の要件を満たしていない。	適・不適
<b>III 特定加算部分</b>				
1. 主幹教諭等選任加算	(1) この加算が認定されている場合、主幹教諭等（学校教育法第27条に規定する副園長、教頭、主幹教諭及び指導教諭をいう。以下同じ。）を指導計画の立案等の業務に専任させるための代替教員（非常勤講師等）を配置し、以下の事業等を複数実施しているか。  i 幼稚園型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの（対象子どもは事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は4月又は5月）における平均対象事業が1人以上いること。）私学助成の預かり保育事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業等により行う預かり保育を含む。） ii 一般型一時預かり保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの（対象児童は事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は4月又は5月）における平均対象事業が1人以上いること。）私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かり事業を含む。） iii 満3歳児に対する教育・保育の提供（月の初日において満3歳児が1人以上利用している月から年度を通じて加算。） iv 障害児（軽度障害児を含む。）に対する教育・保育の提供（月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて加算。） V 継続的な小学校との連携・接続に係る取組で以下の全ての要件を満たすもの（年度当初から当該取組を開始する場合は5月において計画により下記の要件を満たしていることをもって4月から当該要件と満たしているものと取り扱う。） （ア）小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にしていること。 （イ）授業・行事、研究会・研修等の小学校の子ども及び教職員との交流活動を年度を通じて複数回実施していること。 （ウ）小学校との接続を見通した教育課程を編成していること（継続的な協議会の開催等により具体的な編成に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。）。	・別紙1 VI 1. (1)	① 当該加算が認定されている場合に、加算の要件を満たしていない。	適・不適
2. 子育て支援活動費加算	(1) この加算が認定されている場合、主幹教諭等専任加算の対象施設において、保護者や地域住民からの育児相談、地域の子育て支援活動等に取り組んでいるか。	別紙1 VI 2. (1)	① 当該加算が認定されている場合に、加算の要件を満たしていない。	適・不適

項目（主眼事項）	基本的考え方（着眼点）	根拠法令等	指導監査事項（不適切事項）	自主点検
3. 療育支援加算	<p>(1) この加算の認定がされている場合、主幹教諭等専任加算の対象施設かつ障害児（注1）を受け入れている（注2）施設において、主幹教諭等を補助する者（注3）を配置し、地域住民等の子どもの療育支援に取り組んでいるか。</p> <p>また、障害児施策との連携を図りつつ、障害児教育に関する専門性を活かして、地域住民や保護者からの育児相談等の療育支援に積極的に取り組んでいるか（注4）。</p> <p>(注1) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。  (注2) 障害児を受け入れている」とは、月の初日において障害児が1人以上利用していることをもって満たしているものとし、以降年度を通じて当該要件を満たしているものとする。  (注3) 非常勤職員であって、資格の有無は問わない。  (注5) 取組の例示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設を利用する気になる段階の子どもを含む障害児について、障害児施策との連携により、早期の段階から専門的な支援へと結びつける。</li> <li>・地域住民からの育児相談等に対応し、専門的な支援へと結びつける。</li> <li>・補助者の活用により障害児施策との連携を図る。</li> <li>・障害児施策との連携により、施設における障害児教育の専門性を強化し、障害児に対する支援を充実</li> </ul>	・別紙1 VI3. (1)	① 当該加算が認定されている場合に、加算の要件を満たしていない。	適・不適
4. 施設関係者評価加算	<p>(1) この加算が認定されている場合、学校教育法施行規則第39条において準用する第66条の規定による評価（以下「自己評価」という。）を実施するとともに、第67条の規定により保護者その他の幼稚園の関係者（幼稚園職員を除く。）による評価（以下「施設関係者評価」という。）を実施し、その結果をホームページ・広報誌への掲載、保護者への説明等により広く公表しているか。</p> <p>施設関係者評価の内容等は、「幼稚園における学校評価ガイドライン」（これに準じて自治体が作成したものを含む。）に準拠し、自己評価の結果に基づき実施するとともに、授業・行事等の活動の公開、園長等との意見交換の確保などに配慮して実施しているか。</p>	・別紙1 VI9. (1)	① 当該加算が認定されている場合に、加算の要件を満たしていない。	適・不適
5. 処遇改善等加算Ⅱ	<p>(1) 賃金改善を実施する計画を策定していること。  (2) 加算対象職員に発令や職務命令が行われているか。  (3) その他、国通知に定める要件を満たしているか。</p>	・別紙1 VI7. (1)	① 当該加算が認定されている場合に、加算の要件を満たしていない。	適・不適
6. 処遇改善等加算Ⅲ	<p>(1) 賃金改善を実施する計画を策定していること。  (2) その他、国通知に定める要件を満たしているか。</p>	・別紙1 IV8. (2)	① 当該加算が算定されている場合に、加算の要件を満たしていない。	適・不適

項目（主眼事項）	基本的考え方（着眼点）	根拠法令等	指導監査事項（不適切事項）	自主点検
6. 施設機能強化推進費加算	<p>(1) この加算の認定がされている場合、施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組（注1～3）を行う施設で、以下の事業等を複数実施しているか。</p> <p>i 幼稚園型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの（対象児童は事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は4月又は5月）における平均対象事業が1人以上いること。）私学助成の預かり保育事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業等により行う預かり保育を含む。）</p> <p>ii 一般型一時預かり保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの（対象児童は事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は4月又は5月）における平均対象事業が1人以上いること。）私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かり事業含む。）</p> <p>iii 満3歳児に対する教育・保育の提供（4月から11月までの各月初日を平均して満3歳児が1人以上利用していること。）</p> <p>iv 障害児（軽度障害児を含む。）に対する教育・保育の提供（4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。）</p> <p>(注1) 取組の実施方法の例示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。</li> <li>・職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。</li> </ul> <p>(注2) 取組に必要な経費の額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取組に必要な額の総額が、概ね15万円以上見込まれること。</li> </ul> <p>(注3) 支出対象経費</p> <p>需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費（茶葉）、光熱水費、医療材料費）・役務費（通信運搬費）・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費（防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって通常要する費用は含まれない。）</p>	・別紙1 VII2. (1)	① 当該加算が認定されている場合に、加算の要件を満たしていない	適・不適
7. 小学校接続加算	<p>(1) この加算が認定されている場合、次の要件をすべて満たして小学校との連携・接続に係る取組を行っているか。</p> <p>i 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。</p> <p>ii 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。</p> <p>iii 小学校との接続を見通した教育課程を編成していること。なお、継続的な協議会の開催等により具体的な編制に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。</p>	・別紙1 VII3. (1)	① 当該加算が認定されている場合に、加算の要件を満たしていない	適・不適

項目（主眼事項）	基本的考え方（着眼点）	根拠法令等	指導監査事項（不適切事項）	自主点検
8. 栄養管理加算	<p>(1) この加算の認定がされている場合、食事の提供にあたり、栄養士を活用（注1）して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的（注2）な指導を受けているか。</p> <p>(注1) 栄養士の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、栄養教諭、学校栄養職員、又は調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。</p>	<p>・別紙1 VII4. (1)</p>	<p>① 当該加算が認定されている場合に、加算の要件を満たしていない</p>	<p>適・不適</p>
9. 第三者評価受審加算	<p>(1) この加算の認定がされている場合、「幼稚園における学校評価ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者評価機関（又は評価者）による評価（行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。）を受審し、その結果をホームページ等により広く公表しているか。</p>	<p>・別紙1 VII5. (3)</p>	<p>① 当該加算が認定されている場合に、加算の要件を満たしていない</p>	<p>適・不適</p>
10. その他給付費の請求に関する事項	<p>その他施設型給付費の請求に関し、不適正な取扱いはないか。</p> <p>* 実地指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、直ちに「特定教育・保育施設等監査指針」に定めるところにより監査へ移行する。</p> <p>① 著しい運営基準違反が確認され、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子ども（以下「利用児童」という。）の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合</p> <p>② 施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合</p>	<p>・390号通知(別添1)6 ・391号通知</p>	<p>① 重大な問題がある。 ② 問題がある。</p>	<p>適・不適 適・不適</p>